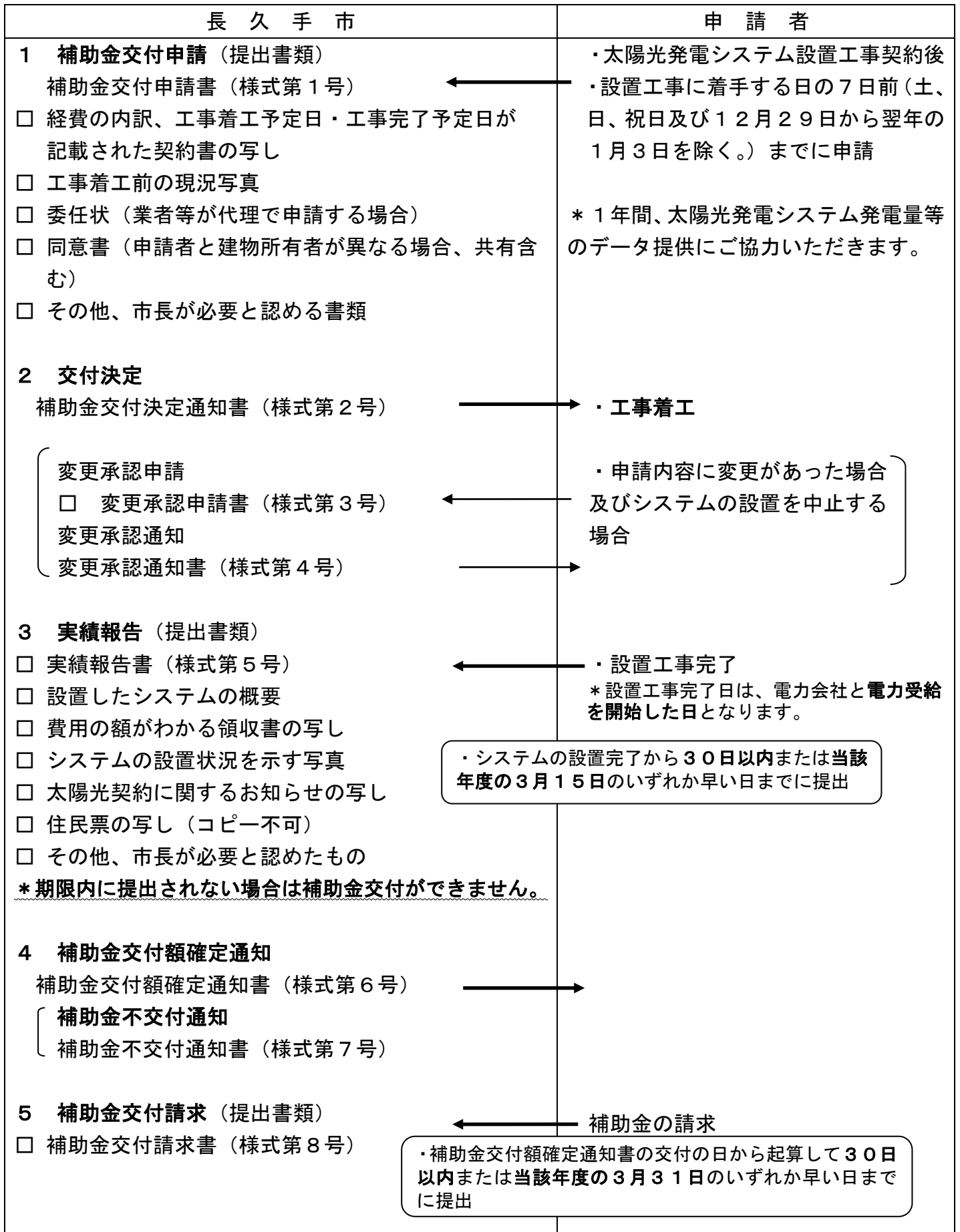


★ 補助金交付手続きのながれ ★



補助金交付申請に係る提出書類について

1 補助金交付申請書の提出

- 太陽光発電システム設置工事契約後、設置工事に着手する日の7日前（土、日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日を除く。）までにくらし文化部環境課窓口へ、下記の書類を提出してください。
補助金交付申請書（様式第1号）
 - ・経費の内訳、工事着工予定日・工事完了予定日が記載された契約書の写し
 - ・工事着工前の現況写真
 - ・委任状（業者等が代理で申請する場合）
 - ・同意書（申請者と建物所有者が異なる場合、共有含む）
 - ・その他、市長が必要と認める書類
- 郵送による申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- 受け付けは、予算の範囲内で先着順に行います。
- 補助金交付申請書の内容を審査し、適合すると認めた場合は、申請者に補助金交付決定通知書（様式第2号）を送付します。
- 交付申請後に、申請内容に変更があった場合及びシステムの設置を中止する場合は、変更承認申請書（様式第3号）を提出してください。

2 実績報告書の提出

- システムの設置完了から30日以内または当該年度の3月15日のいずれか早い日までに下記の書類を提出してください。
実績報告書（様式第5号）
 - ・設置したシステムの概要
 - ・費用の額がわかる領収書の写し
 - ・システムの設置状況を示す写真
 - ・太陽光契約に関するお知らせの写し
 - ・住民票の写し（コピー不可）
 - ・その他、市長が必要と認めたもの
- 設置工事完了日は、電力会社と電力受給を開始した日となります。
- 期限内に提出されない場合は補助金交付ができません。
- 現地確認を実施後、実績報告書の内容を審査し、交付額を確定した場合は、申請者に補助金交付額確定通知書（様式第6号）を送付します。

3 補助金交付請求書の提出

- 補助金交付額確定通知書の交付の日から起算して30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金交付請求書（様式第8号）を提出してください。
- 請求書を受理した後、補助金を交付します。

4 協力（太陽光発電システム発電量等調査票の提出）

系統連系・受給開始日の翌月から1年間太陽光発電システム発電量等のデータ（太陽光発電システム発電量等調査票）の提供をお願いします。